

(仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
に対する環境の保全の見地からの意見

- 1 事業実施想定区域周辺には、住居が複数存在しており、施設の稼働に伴う騒音及び低周波音並びに風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の配置等に十分配慮すること。
- 2 事業実施想定区域周辺には、奥入瀬溪流等の静謐な人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、工事の実施に伴い発生する騒音及び振動並びに施設の稼働に伴い発生する騒音及び超低周波音により、当該活動の場の静謐さが損なわれないよう事業を計画すること。
- 3 事業実施想定区域及びその周辺には、傾斜区分の大きい斜面が含まれている。当該斜面において風力発電設備の設置や道路の拡幅工事を行った場合、これらの工事によって発生した濁水が周辺の沢や河川に流入し、水質及び水生生物の生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響が最小限となるよう事業を計画すること。
- 4 事業実施想定区域は、主に火山砕屑物に覆われた軟弱な地盤であり、同区域には土砂災害が発生しやすい崩壊土砂流出危険地区も含まれている。工事の実施及び風力発電設備の設置により、斜面崩壊を誘発するおそれがあることから、土地の安定性が低下しないよう事業を計画すること。
- 5 事業実施想定区域の表層地質は火山性であるため、掘削土が雨水と接することにより酸性水が発生し、周辺環境に影響を及ぼすおそれがあることから、地質に由来する酸性水の発生の有無について調査を行った上で、環境影響評価方法書において、必要に応じて地形・地質（地質）を環境影響評価項目に選定すること。
- 6 事業実施想定区域及びその周辺では、動物のロードキルが確認されていることから、環境影響評価方法書において、工事用資材等の搬出入に係る動物を環境影響評価項目に選定すること。
- 7 事業実施想定区域及びその周辺は、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息地及びガン類・ハクチョウ類等の渡り鳥の移動経路になっており、事業の実施によりこれら鳥類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、地元の複数の専門家から意見聴取した上で、適切な調査、予測及び評価の方法を検討し、その結果を環境影響評価方法書に記載すること。

- 8 事業実施想定区域には、保安林、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）、奥入瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域及び植生自然度の高いチシマザサ群団が存在している。風力発電設備の設置に伴う樹木の伐採や土地の改変により、保安林の機能、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、可能な限りこれらの森林や植生、IBA、KBA 及び奥入瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域の区域を避けるとともに、大規模な土地の改変を回避すること。
- 9 十和田市観光マーケティング調査によると、十和田市を訪れる観光客の目的は、「十和田湖や奥入瀬溪流の自然景観を楽しみたい」が多数を占めているため、観光施設や主要な眺望点から視認できる場所に風力発電設備が設置された場合、十和田市の観光地としての魅力が大きく損なわれるおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、景観に十分配慮すること。
- 10 事業実施想定区域周辺には、十和田八幡平国立公園が位置しており、同公園内には、八甲田連峰、十和田湖、十和田湖外輪山、奥入瀬溪流等の主要な眺望点が多数存在しているほか、同公園外であっても主要な眺望点が多数存在していると考えられる。風力発電設備の設置により、垂直視野角が1度未満であっても、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の配置等に十分配慮すること。
- 11 事業実施想定区域及びその周辺には、十和田湖への旧参詣道である十和田古道が現存しており、現在の惣辺放牧場広場展望台付近は、かつて遥拝所であった同古道における重要な地点とされている。同古道については、未だ十分な知見が得られていないと考えられることから、文献調査や専門家からの意見聴取を行った上で、必要に応じて、「主要な眺望点」や「人と自然との触れ合いの活動の場」に選定すること。
- 12 事業実施想定区域周辺においては、他事業者による既存及び計画中の風力発電所が存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目を環境影響評価方法書において選定すること。